

**鎌倉市**

# **指定NPO法人制度**

## **指定申出の手引**



**平成 30 年 4 月**  
**鎌倉市 地域のつながり課**

## 目次

1 指定NPO法人制度とは.....	2
2 指定NPO法人になることによるメリットとは .....	3
3 指定NPO法人になるための要件とは .....	4
4 指定NPO法人となった後にすることは.....	5
5 具体的な指定申出の手続については.....	5
6 よくある質問 .....	8

# 1 指定NPO法人制度とは

**NPO法人への寄附を促す制度です。**

その目的は「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」です。

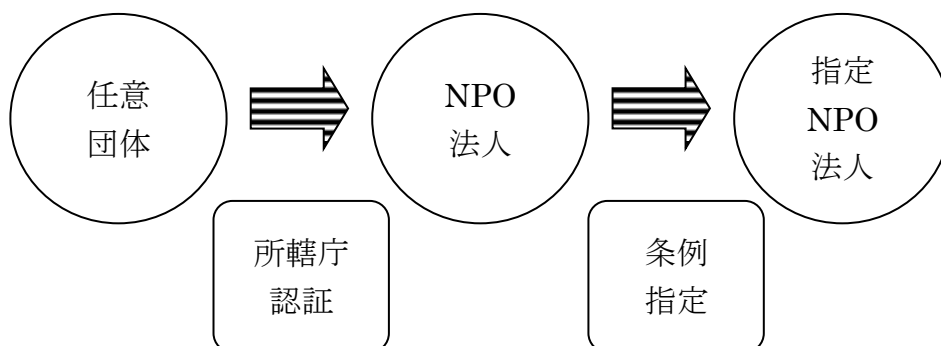
指定NPO法人になるとその法人に寄附をした市民の市民税から寄付金額の6%が控除されます。

鎌倉市の指定NPO法人になるためには、神奈川県の指定NPO法人であることが条件です。

指定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして、条例で個別に指定されているものをいいます。

NPO法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、指定NPO法人になるためには、さらに、一定の要件の審査を受けた後、神奈川県や鎌倉市の条例で個別に「指定」される必要があります。

※指定NPO法人は、5年ごとに指定の更新手続きをする必要があります。



## 2 指定NPO法人になることによるメリットとは

指定を受けると次のようなメリットがあります。

### (1) 個人の寄附者のメリット

**個人住民税の税制優遇を受けられます。**

指定NPO法人に寄附をした鎌倉市民の市民税から当該寄附金の6%が税額控除されます。(注1)

さらに、鎌倉市指定NPO法人になるためには神奈川県指定NPO法人であることが前提ですので、県民税から当該寄附金の4%が税額控除され(注2)、市民税と県民税を合わせて10%の税額控除となります。

なお、認定NPO法人になると、個人住民税の控除に加え、当該寄附金の40%の所得税税額控除又は所得控除(いずれかの選択制(注3))も受けることができます。

寄附金に関する税額控除割合

		指定NPO法人			認定NPO法人(注4)	
国税	所得税	×			○	40%
地方税	県民税	○	4%	10%	○	10%
	市民税	○	6%			

(注1) 原則、(寄附金(所得金額の30%が限度) - 2千円) × 6%を市民税から控除

(注2) 原則、(寄附金(所得金額の30%が限度) - 2千円) × 4%を県民税から控除

(注3) 原則、

税額控除の場合：(寄附金(所得金額の40%が限度) - 2千円) × 40%を所得税から控除(所得税の25%が限度)

所得控除の場合：寄附金(総所得金額の40%が限度) - 2千円を総所得金額から控除

(注4) 認定NPO法人とは、NPO法人への寄附を促す税制上の制度により認められているもので、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして都道府県知事又は政令市の長の認定を受けている法人。

※ 寄附金は、指定NPO法人になった年の1月1日まで遡って、控除対象となります。

※ 住民税は、寄附をした年の翌年度の税額から控除されます。

## (2) 指定NPO法人のメリット

### ア 認定NPO法人のPST要件が満たされます。

条例で指定を受けると、認定NPO法人になるための基準の1つであるPST要件（パブリックサポートテスト）が満たされます。

#### 認定NPO法人のPST要件

公益要件（①～③のいずれかを満たすこと）

- ① 相対値基準：経常収入額における寄附金等収入額の割合が5分の1以上
- ② 絶対値基準：年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- ③ 条例で指定するNPO法人であること

クリア

### イ 内部管理がしっかりします。

指定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。

### ウ 社会からの信用が高まります。

指定を受けるために、一層進んだ情報公開を行い、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

## 3 指定NPO法人になるための要件とは

鎌倉市の指定NPO法人になるためには、神奈川県指定を受けている必要がありますので、指定の要件も県の指定NPO法人制度と同じです。県指定NPO法人制度は下記をご覧ください。

【<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/md5/cnt/f370165/>】

## 4 指定NPO法人となった後にすることは

### (1) 寄附者に対する手続（受領証の発行など）

寄附者が個人市民税の寄附金控除を受けるためには、市町村に申告する必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者にその申告に必要な次の書類を交付する必要があります。

#### 【交付書類】

- ① 寄附金受領証明書（決まった様式はありません）
- ② 寄附金税額控除申告書（地方税法施行規則第5号の5の3様式）  
※総務省のホームページからダウンロードできます。

### (2) 事業の概要報告

指定NPO法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に事業報告書類等を鎌倉市長に提出する必要があります。

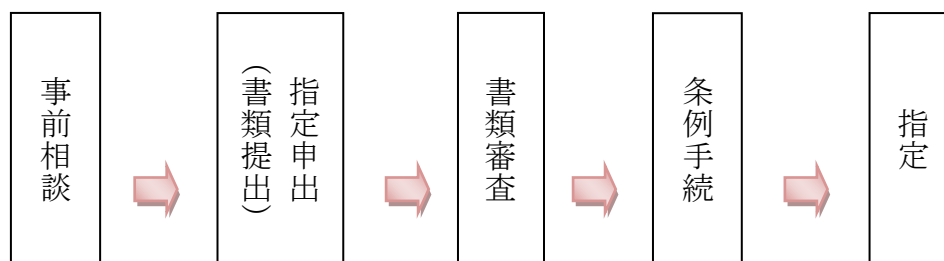
※毎事業年度終了後に提出する書類一覧表参照（7P）

## 5 具体的な指定申出の手続については

### (1) 申出から指定までの流れ

申出をしてから、概ね2～5ヶ月程度かかります。

【参考】指定の流れ



## (2) 申出に必要な書類の入手について

様式や手引書については、鎌倉市のホームページ（URL は裏表紙参照）からダウンロードできます。

### 申出書類一覧表（新規指定申出） 各 1 部提出

2～18 に関しては、神奈川県に提出した書類の写しを提出してください。

（◎：必ず提出する書類、○：必要な場合に提出する書類）

	書類の名称	区分	必要な場合
1	指定特定非営利活動法人指定申出書 (第 1 号様式)	◎	
2	指定特定非営利活動法人指定申出書 (神奈川県提出分)	◎	
3	指定要件チェック表 (第 1 表) (神奈川県提出分)	◎	
4	指定要件チェック表 (第 2 表) (神奈川県提出分)	◎	
5	指定要件チェック表 (第 2 表) 付表 1 (神奈川県提出分)	○	支持を受けている実績の内容が、「無償ボランティアの実績」である場合
6	指定要件チェック表 (第 2 表) 付表 2 (神奈川県提出分)	○	支持を受けている実績の内容が、「寄附の実績」である場合
7	指定要件チェック表 (第 2 表) (神奈川県提出分)	○	県内の他市町村で既に指定を受けている場合
	県・県内市町村 指定法人用		
8	指定要件チェック表 (第 3 表) (神奈川県提出分)	◎	
9	指定要件チェック表 (第 3 表) 付表 1 (神奈川県提出分)	◎	

10	指定要件チェック表（第3表）付表2 （神奈川県提出分）	○	会計の基準について「帳簿書類の保存等について青色申告法人に準じて行われていること」を選択した場合
11	指定要件チェック表（第4表）（神奈川県提出分）	◎	
12	役員等に対する報酬等の状況 （第4表）付表1（神奈川県提出分）	◎	
13	役員等に対する資産の譲渡等の状況表 （第4表）付表2（神奈川県提出分）	◎	
14	指定要件チェック表（第5表）（神奈川県提出分）	◎	
15	指定要件チェック表（第6表～第8表） （神奈川県提出分）	◎	
16	欠格事由チェック表（神奈川県提出分）	◎	
17	役員等氏名一覧表（神奈川県提出分）	◎	
18	寄附金充当予定事業一覧（神奈川県提出分）	◎	
19	申出日において、すべての事務所の所在地で法人市町村民税を納めていることを証する書類	◎	

毎事業年度終了後に提出する書類一覧表 各1部提出

1に関しては、神奈川県に提出した書類の写しを提出してください。

（◎：必ず提出する書類、○：必要な場合に提出する書類）

	書類の名称	区分	必要な場合
1	法人及び事業の概要報告書（神奈川県提出分）	◎	
2	申出日において、すべての事務所の所在地で法人市町村民税を納めていることを証する書類	◎	



### (3) 事前相談と書類の提出先について

地域のつながり課へ提出してください。

必ず、提出前に地域のつながり課へご相談ください。

お手数ですが、あらかじめ電話等で相談の日時をご連絡の上、お越しく  
ださい。（連絡先は裏表紙参照）

## 6 よくある質問

問1 指定の申出の受付期間はありますか。

通年受付をしていますが、申出日により指定の時期が変わります。

問2 書類の提出はどこでしょうか。また、事前相談は必要でしょうか。

地域のつながり課へ提出してください。

ただし、提出前に事前相談をお願いしております。お手数ですが、あ  
らかじめ電話で相談の日時をご連絡の上、お越しくください。

問3 申出に必要な書類や手引書などは、どこで入手できますか。

様式や手引書については、鎌倉市のホームページ（URL は裏表紙参照）  
からダウンロードできます。

なお、鎌倉市の指定NPO法人になるためには、神奈川県指定NPO  
法人であることが必須要件ですので、まずは神奈川県の指定手続を行っ  
てください。

## <鎌倉市指定NPO法人制度・指定申出の手引>

平成30年4月現在

鎌倉市におけるこの制度についての事務は、  
鎌倉市市民生活部地域のつながり課で行っています。

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電 話 : 0467-23-3000 (代表)

内線 2582

F A X : 0467-23-8700 (代表)

この手引の内容は、鎌倉市のホームページでも提供しています。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/sanka/>